

令和8年度大田区5歳児健康診査事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

大田区健康政策部  
健康づくり課

## 令和8年度大田区5歳児健康診査事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 件名

令和8年度大田区5歳児健康診査事業業務委託

### 2 業務委託の目的

大田区5歳児健康診査事業（以下、5歳児健康診査事業を「本事業」、健康診査を「健診」という。）は、健診を実施する年度に満5歳となる幼児（年中児）を対象に、発達障害などの特性を早期発見し、必要な支援を行うことで児童の健康の保持及び増進を図り円滑な就学につなげることを目的とする。

本事業の業務委託に当たっては、民間事業者等が有する専門的な知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

### 3 業務内容

詳細は別紙仕様書（案）のとおり

- (1) 健診業務
- (2) 事務業務
- (3) 業務マニュアル作成業務

### 4 令和8年度事業費限度額

11,465,718円（税込）

### 5 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 6 履行場所

- (1) 事務業務 健康づくり課
- (2) 健診業務 大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域庁舎

### 7 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 「【別紙】令和8年度大田区5歳児健康診査支援事業業務委託仕様書（案）」の中で示した内容について、実施が可能であること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。

- (3) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (5) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (6) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

## 8 スケジュール（予定）

内 容	期 日
公募（実施要領の公表）	令和8年4月 2日（木）
応募書類受付	令和8年4月 2日（木）から 令和8年4月30日（木）午後5時まで
質問の受付	令和8年4月 2日（木）から 令和8年4月17日（金）正午まで
質問に対する回答	令和8年4月24日（金）まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年5月20日（水）まで
第二次審査（プレゼンテーション等）	令和8年6月 1日（月）
第二次審査結果通知	令和8年6月15日（月）まで

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

## 9 応募方法

### (1) 提出書類

本プロポーザルへ参加を希望する場合は、以下の必要書類を作成し、来庁する日時を事前連絡のうえ、提出期限までに提出すること。

No	書類名称	部数
1	参加申込書（様式1）	1部

2	提案書	10部 (正本1部、 副本9部)
3	見積書	10部 (正本1部、 副本9部)
4	辞退届(様式2)(応募後辞退する場合のみ)	1部

※なお、提出書類については紙文書での提出と併せてCD-R又はDVD-Rの形式で1部提出すること。

#### ア 提案書の作成

下表に掲げる項番と項目を表題とし、項番順に記載すること。

項番	項目	記載内容
1	基本情報	法人名、所在地、代表者名、電話番号、メールアドレス、会社概要、組織体制、決算概要、取得資格の基本情報
2	導入実績	類似案件における自治体実績情報(自治体名、自治体人口規模、受託内容概要、受託年月日、受託期間)
3	業務及び行政目的への理解	本事業への理解、健診の目的・意義に対する考え方と取組方針
4	業務実施体制	業務実施体制、構成メンバーの経験年数及び実績(自治体名、経験した案件など)、配置予定の職種及び人数、各職種の役割分担、区との連絡体制、区への報告・調整方法
5	実施体制の継続性・安定性	人員確保の考え方、突発的な欠員時の対応
6	具体的な業務内容、実施方法	健診の実施方法(受付～健診～事後フォローまでの流れ)、保護者への説明及び相談対応の方法、多胎児や外国人家庭などの配慮が必要な家庭への対応方法

7	受診率向上・ 利用しやすさ への工夫	会場運営の工夫(待ち時間短縮等)、保護者への不安軽減への取り組み、業務改善提案の有無等
8	個人情報保 護・安全管理	個人情報や要配慮情報を取り扱う上での対策について(考え方、管理体制及び方法、情報漏洩防止対策、事故・トラブル発生時の対応等)
9	その他	上記の他、特記事項があれば記載すること

#### イ 書式

提案書の書式は次のとおりとする。

##### (ア) 用紙サイズ

A 4 版 (A 3 版の折り込み使用は不可)

##### (イ) 用紙方向

縦 (図表やグラフ掲載等の関係でやむを得ない場合を除く)

##### (ウ) 文字方向

横書き

##### (エ) ページ数

表紙を除く、本文 15 ページ以上 20 ページ以下 (原則、両面印刷)

##### (オ) カラー

フルカラー

##### (カ) その他

審査は提案者匿名で行うため、正本の表紙のみ事業者名を記載し、それ以外には事業者名及び事業者名を想起させるような記載 (ロゴマーク・写真等) はしないこと。

表紙を除いた次ページからフッターにページ数を記載すること。

貴社より受領する提案書を区で白黒印刷する場合があるため、文字が見にくくなる配色を避けること。

#### ウ 留意点

(ア) 提出後の書類の差替え等は認めない。

(イ) 提出された書類の返却は行わない。

#### (2) 提出期限

令和 8 年 4 月 30 日 (木) 午後 5 時まで

### (3) 提出方法

予め来庁する日時を事前に電話で連絡のうえ、「15 提出先及び問い合わせ先」窓口へ直接持参すること。提出する際は、窓口の受付時間に注意すること。

※窓口へ持参する以外の方法及び提出期間外に提出された提出書類は受け付けない。

### (4) 参加資格の欠格自由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨を通知する。

## 10 質問の受付及び回答

本業務の内容、提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

### (1) 提出方法

質問書(様式3)を「14 提出先及び問い合わせ先」宛に電子メールで提出すること。メールの件名は「【大田区5歳児健診】質問事項(N(※)貴社名)」とすること。

※件名の「N」は、貴社の質問に関するメールが1回目となる場合は「①」、2回目となる場合は「②」とすること。受付期間中は随時、追加送信可とする。なお、メール送信後、着信の確認を行うこと。

※電子メール以外の方法で提出された質問書及び受付期間外に提出された質問書は受け付けない。

### (2) 質問の受付期間

令和8年4月2日(木)から令和8年4月17日(金)正午まで(厳守)

### (3) 質問への回答

令和8年4月24日(金)までに大田区ホームページで公開する。

なお、個別対応は不可とし、回答公表時、質問者名を非公開とする。

## 11 審査方法

候補者の選定は、「令和8年度大田区5歳児健康診査支援事業業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱」で定める選定委員会において行う。

### (1) 第一次審査(書類審査)

参加資格を有する事業者の提出書類を書類選考により審査し、上位3社程度までを二次審査の対象とする。

第一次審査の結果は、令和8年5月20日（水）までに参加資格を有する全ての事業者に書面で通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）

第一次審査を通過した事業者は、提案書等に関するプレゼンテーションを行い、その後、選定委員から質疑応答・全体評価を行う。

ア 当該審査は令和8年6月1日（月）に、大田区役所本庁舎内で開催を予定している。詳細は、該当事業者に別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は20分、質疑応答は15分程度とする。

ウ 審査項目は次のとおりとする。

(ア) プレゼンテーション

(イ) 質疑応答

(ウ) 全体評価

エ 第一次審査及び第二次審査の総合評価（点数）により候補者を選定する。

オ 留意事項

(ア) 当日は実際に業務に携わる責任者及び担当者が必ず出席すること

(イ) スクリーン、プロジェクター（EPSON EB-S03）、電源タップ、延長コードは区で用意するため、必要に応じて使用すること。端末（パソコン）は、事業者で準備すること。

(ウ) 提案者を特定できる内容について発言しないこと。

(エ) 当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則選定しない。ただし、交通機関の事故等、やむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を任意の文書で提出すること。

## 12 選定結果の通知・公表

(1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。

(2) 選定結果は、採否に関わらず、プロポーザルに参加した事業者に対し書面にて通知し、大田区ホームページで公表する（令和8年6月中旬頃発送予定）。

なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

### 13 契約手続き

- (1) 選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

- (2) 契約締結時には、提案内容の仕様書への反映等について大田区と受託者が協議のもと、さらに詳細な仕様書を調整の上、契約を締結することとする。

### 14 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出した提案書を大田区の了解なく、公表、使用してはならない。
- (3) 提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。
- (4) 提案内容について必要に応じて公表することがある。
- (5) 提案書作成のために大田区から受領した資料は、大田区の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、事業者が負う。
- (8) 申請書類等に虚偽の記載があった場合及びその他不正行為があったと認められる場合は審査対象から除外する。

### 15 提出先及び問い合わせ先

大田区健康政策部健康づくり課（管理）

受付時間：閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

〒144-8612 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号（大田区役所 6 階 13 番窓口）

電話：03-5744-1661 FAX：03-5744-1523

E-mail：kenko@city.ota.tokyo.jp